

告示

埼玉県告示第千三百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
神扇落悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一	就任	職名	氏名	住所
	理事	船川由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	
	同	伊丹栄	同 同 木立千九十番地	
	同	小出義臣	同 同 長間九百五十八番地一	
	同	武井正	同 同 平須賀三千百五十五番地	
	同	中山鋭男	同 同 下吉羽千三百七番地	
	同	増田隆司	北葛飾郡杉戸町大字遠野四百九十四番地	
	同	増田登	幸手市大字平野五十四番地	
	監事	藤沼一博	幸手市大字神明内二百四十三番地	
	同	倉持登	北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百六十八番地	
	同	野口栄	同 同 倉松二丁目十三番七号	
二	退任	職名	氏名	住所
	理事	武井正	埼玉県幸手市大字平須賀三千百五十五番地	
	同	船川由孝	同 同 神扇千五百七十番地	
	同	張ヶ谷幸夫	同 同 中野三百十二番地	
	同	中山鋭男	同 同 下吉羽千三百七番地	
	同	小出義臣	同 同 長間九百五十八番地一	
	同	伊丹栄	同 同 木立千九十番地	
	同	増田隆司	北葛飾郡杉戸町大字遠野四百九十四番地	
	監事	藤沼一博	幸手市大字神明内二百四十三番地	
	同	船川正志	同 同 平須賀一丁目二百八十四番地	
	同	倉持登	北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百六十六番地	